

あす  
子や孫の未来へ常にチャレンジ!

神奈川県議会議員

# 芥川かおる



き るめく座間の未来のために!  
す っと変わらない姿勢!  
なるほど県政!

— 県政レポート — 令和6年4月 第33号

## 令和6年度 総予算額

# 4兆5,117億円 可決

元日に発災し甚大な被害をもたらした令和6年能登半島地震では、多くの尊い命が奪われました。亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表します。また、今もなお、厳しい寒さの中で避難生活を余儀なくされている方々、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

本県では、発災直後から、県警察が広域緊急援助隊、県内全ての消防本部から緊急消防援助隊神奈川県大隊が出動し、捜索、救助活動や緊急搬送に当たりました。さらに、県と市町村が連携し、医師、保健師、建築職など幅広い職種の職員の方が派遣され、被災者への健康相談や建築物の応急危険度判定、避難所及び物資拠点の運営、給水活動など様々な支援を行ってきております。支援に当たってきた方々、今も支援に当たっている方々に敬意を表します。

私も1月下旬に知人たちと支援物資を七尾市へ届け、災害ごみの片づけ支援を行い、輪島市にも伺い、被害状況を視察させていただきましたが、状況を見て、あまりに甚大な被害状況で言葉を失いました。今後ともできる限りの支援を行ってまいります。

県では、今回の地震における課題を本県の災害対策の強化につなげていくことを重要とし、令和6年度予算に緊急災害対策として、能登半島地震で孤立地域の発生やライフラインの断絶等が課題となったことから、切迫性が懸念される大規模地震への緊急対策として、災害時の通信手段や電源、シャワー、トイレ等を確保するための県の備蓄を強化するほか、能登半島地震を踏まえた対策を行う市町村に対して補助するとされ、1億3247万円の予算が計上されました。引き続き、災害対策をはじめ、県政課題に対し、皆様と共にスピード感を持って取り組んでまいります。



**質問**  
緊急消防援助隊について、第一次派遣隊は、当然、陸上部隊は被災地まで車両で行かれると思うが、第二次派遣隊以降は、隊員の方だけが入れ替わるものと考えられる。その移動手段を伺う。

**回答**  
民間事業者と契約を締結し、バスによる移動としている。

**質問**  
実際にバスでの移動だと、休憩含めて8時間から9時間ぐらいかかると思うが、例えば鉄道や航空機の移動というのは難しいのかを伺う。

**回答**  
確かに移動時間については、鉄道を使った方が迅速であるし、もし航空機を使えば、かなりのスピードで移動できるのではないかと思う。ただ、特に新幹線については、乗れる人数もかなり限られており、新幹線での移動は厳しいかと思う。隊員の皆様からは移動が大変だったという声も一部伺っており、今後、もしこのような大規模災害が起きた時には、移動手段についても何らかの検討はしていきたいと考えている。

**要望**  
特に第一次派遣隊の隊員の皆さま

んは、おそらく道路事情も悪く、実際にほとんど現地での活動ができなかったというふうなお話を伺っている。二次、三次の方も、何か大変だと言え、移動ということも聞いており、予算の関係もあるが、やはり今後のことを見据えて、そうした移動手段をしっかり考えていただきたい。



## 令和6年第1回定例会 防災警察常任委員会 能登半島地震被災地等への支援について



校内教育支援センターイメージ

## 令和6年第1回定例会 本会議 2月16日(金) 自民党代表質問 公立学校における不登校対策の強化について

**質問**  
不登校の子どもが多くなっている中、不登校になった子どもが学びたいと思ったときに学べるよう、学校内外に多様な学びの場を確保していくことが、大変重要である。そこで、公立学校における不登校の子どもたちに対する、学校内外の多様な学びの場を提供、支援について、県教育委員会として今後どのように取り組んでいくか見解を伺う。

**回答**  
誰ひとり取り残されない学びを保障するため、県教育委員会では、喫緊の課題である不登校対策を、来年度大幅に拡充したいと考えている。

具体的には、登校できても教室に入れない子どもを支援するため、県域全ての中学校区の校内教育支援センターに174名の支援員を新たに配置する。

また、学校に行くことができない子どもを支援するため、市町村が設置する教育支援センターの相談体制を拡充させる。

さらに、家から出られない子どもに対して、スクールカウンセラーによるオンライン面談や、メタバースを活用した居場所を提供する。

加えて、県立高校等にスクールソーシャルワーカーを新たに31名配置し、不登校の生徒の社会的自立を促していく。

県教育委員会では、こうした取り組みにより、不登校の子どもが学びたい時に学べる環境を整備し、一人ひとりの状況に応じた支援を図っていく。





## ▼災害時における応援部隊の受け入れ拠点の確保について

**―質問―** 災害時の応援部隊の受け入れ確保というところで、能登半島地震では、航空自衛隊のC-2輸送機で、東京消防・横浜消防の救助工作車IV型が、入間基地から小松空港に輸送された。しかし、首都圏で大規模災害が発生した場合、実際にこれまで災害時の車両についていくべきと考えるが、今後の対応について伺う。

**―回答―** うちはあるのか？。厚木基地を活用した事例として、今回の横浜市の車両の空輸についての経緯を伺う。

**―回答―** 緊急消防援助隊陸上部隊の輸送として、平成30年の北海道胆振東部地震発生時に、自衛隊輸送機により横浜市の後方支援隊を車両とともに輸送した事例がある。このほか、平成25年度のピッツグレスキエーでは、大規模災害発生用する車両については、陸路での移動として、能登半島地震では、通行止めや交通規制による道路渋滞が発生し、陸路での移動に時間を要するという状況となる。このことから、防衛省と消防庁の調整の下、救助工作車IV型の早期投入のため、消防庁の出動要請者や搬送する訓練を実施した事例がある。

**―質問―** 県内に厚木基地があるが、災害時に、受援に際して厚木基地の活用も検討するべきではないか。その考え方について伺う。

**―回答―** 大規模災害時に、他県等の応援を迅速かつ適切に受け入れるためには、陸路、空路、航路といった様々な想定の下での受け入れが必要となる。厚木基地は、県の広域受援計画の中で、航空機による医療搬送の拠点に位置付けており、必要な資器材の備蓄も持っている。



## ▼被災家屋を含めた被災家への対応について

**―質問―** 1月の末に能登半島地震の被災地である七尾市に伺い、支援物資の搬入や、災害ごみの搬出等の作業を行った。その後、輪島市に伺い、被災状況等について確認させていただいた。その際、石川県の七尾市選出の県会議員からも状況伺ったが、能登半島地震の被災地は空き家が多量に多く、所有者不明の空き家も多いとのことだった。

**―質問―** 実際にこれまで災害時の車両として、車両の運搬や基地の活用について主体性をもって関わっていくべきと考えるが、今後の対応について伺う。

**―回答―** 実際の輸送機そのものが出るといったことは可能であるが、実際に使うときには、かなりの調整が必要となってくるものと想定される。この体制の下、医療搬送はもとより、救助車両の輸送などで、厚木基地の活用が必要となった場合には、関係省庁や米軍との調整も含め、速やかに対応したいと考えている。



## ▼空き家を含めた被災家屋の対応について

**―質問―** 空き家を含めた被災家屋への対応策は、一体的には市町村が担当することになっており、県の所管としても他局にわたることを承知しているが、県の災害対策本部の統制部の運用を担うくらし安全防災局としても、関わりがでるのではないかと思う。

**―質問―** 空き家を含めた被災家屋への対応策について何点か伺うが、まず、県内の空き家の数と空き家の割合、8%となっている。

**―質問―** 平成30年の総務省の住宅土地統計調査では、県内の空き家の数は約48万戸であり、空き家率は10.8%となっている。

**―質問―** 空き家を含めた被災家屋の対応策について、どのようなものがあるか伺う。

**―回答―** 老朽化・陸屋化して十分な耐震性や耐火性を有していない空き家は、地震の揺れによる倒壊や、火災による延焼の危険性も高く、その周辺で人的被害が発生するリスクを高める懸念がある。また、空き家が倒壊し道路を塞ぐなどした場合は、被災者の避難行動や警察、消防・自衛隊などの応急活動の妨げになるリスクも考えられる。

## ▼被災家屋の対応について

**―質問―** 国の防災基本計画や県の地域防災計画において、空き家対策は、どのように定められているのか。

**―回答―** 国の防災基本計画では、また、国の防災基本計画では、市町村が、空き家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うことを定めている。

**―質問―** 空き家を含めた被災家屋への対応策は、被災しても放置されることもあるのではないか。その場合にはどのような対応が考えられるのか伺う。

**―質問―** 空き家を含めた被災家屋の対応策は、一体的には市町村が担当することになっており、県の所管としても他局にわたることを承知しているが、県の災害対策本部の統制部の運用を担うくらし安全防災局としても、関わりがでるのではないかと思う。

**―回答―** 公費解体・撤去事業の中で、民法の所有者不明建物管理制度を活用し、対応することになると認識している。

**―質問―** なお、能登半島地震でも、令和6年1月29日付で、環境省をはじめとする関係省庁から都道府県及び政令指定都市等での事務連絡「令和6年能登半島地震により損壊した所有者不明家屋の解体について」が出され、「所有者不明建物管理制度」などの活用可能な制度が紹介されている。

## ▼空き家対策について

**―質問―** 国の防災基本計画や県の地域防災計画において、空き家対策は、どのように定められているのか。

**―回答―** 国の防災基本計画では、また、国の防災基本計画では、市町村が、空き家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うことを定めている。

**―質問―** 空き家を含めた被災家屋への対応策は、一体的には市町村が担当することになっており、県の所管としても他局にわたることを承知しているが、県の災害対策本部の統制部の運用を担うくらし安全防災局としても、関わりがでるのではないかと思う。

**―回答―** 公費解体・撤去事業の中で、民法の所有者不明建物管理制度を活用し、対応することになると認識している。

**―質問―** なお、能登半島地震でも、令和6年1月29日付で、環境省をはじめとする関係省庁から都道府県及び政令指定都市等での事務連絡「令和6年能登半島地震により損壊した所有者不明家屋の解体について」が出され、「所有者不明建物管理制度」などの活用可能な制度が紹介されている。

**―質問―** 空き家を含めた被災家屋への対応策は、一体的には市町村が担当することになっており、県の所管としても他局にわたることを承知しているが、県の災害対策本部の統制部の運用を担うくらし安全防災局としても、関わりがでるのではないかと思う。

**―回答―** 公費解体・撤去事業の中で、民法の所有者不明建物管理制度を活用し、対応することになると認識している。

**―質問―** なお、能登半島地震でも、令和6年1月29日付で、環境省をはじめとする関係省庁から都道府県及び政令指定都市等での事務連絡「令和6年能登半島地震により損壊した所有者不明家屋の解体について」が出され、「所有者不明建物管理制度」などの活用可能な制度が紹介されている。

## 芥川かおる政務活動事務所

発行

**新事務所に移転しました。**  
どうぞお気軽にお立ち寄りください!

〒252-0021 神奈川県座間市緑ヶ丘1-3-17  
TEL 046-244-0281 FAX 046-244-0481  
オンラインサイト 一絆 <https://akutagawakaoru-kizuna.jp/>



**―質問―** 空き家対策というのは、市町村が中心となってやらなければならないか。

**―回答―** 空き家対策として、県内でも空家率は市町村によって様々だし、思いつかりと市町村と連携し、そうした対策も積極的に

**―質問―** 空き家対策として、市町村が、平常時に、防災・減災対策として、災害が発生してからではなく、事前に対策をしていただきたい。

**―回答―** 空き家対策として、市町村が、平常時に、防災・減災対策として、災害が発生してからではなく、事前に対策をしていただきたい。